

令和2年(厚)第238号

令和3年3月31日

## 主文

厚生労働大臣が、令和○年○月○日付けで、再審査請求人に対してした、後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定に基づく老齢厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)の規定による老齢基礎年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であったA(以下「A」という。)が死亡したため、Aの夫であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人が遺族厚生年金の認定日であるAの死亡日において、事実婚関係及び生計維持関係がある者と認められないとして遺族厚生年金を支給しない旨の処分をしたことから、請求人が、これを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたという事案である。

#### 2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢給付の受給権者であったAが平成○年○月○日に死亡したので、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の夫であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日

付けで、請求人に対し、「認定日である死亡日において、事実婚関係及び生計維持関係がある者と認められないため。」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号(平成24年法律第62号による改正前の)、第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。そして、ここにいう配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされている(厚年法第3条第2項、第58条第1項第1号及び第59条第1項)。
- 2 本件の場合、Aと請求人が平成○年○月○日に離婚し、Aの死亡の当時において、戸籍上の夫婦ではなかったこと、A

の戸籍上の夫はいないこと、Aの死亡の当時において同人が適格死亡者であったこと、及びAの死亡当時、請求人の収入額及び所得額が基準額未満であったことについては後記第2の1の認定事実から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないものと認められるから、本件の問題点は、請求人がAと事実上婚姻関係と同様の事情にあり、生計維持関係にあった者と認めることができるかどうかということである。

## 第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

- (1) 請求人とAは、平成○年○月○日に婚姻したが、同年○月○日に離婚した。その後、Aは、平成○年○月○日、○市において死亡した。Aは、その死亡の当時において、厚生年金保険の被保険者期間を447月とする老齢厚生年金を受給していた。
- (2) 請求人の住民票によると、請求人は、平成○年○月○日に、○市○○○-○-○ ○○○○号から、同市○○○-○-○ ○○○○号（以下「aの住所」という。）に転居し、A死亡時の請求人の住所はaの住所である。
- (3) Aの住民票によると、Aは平成○年○月○日に、○市○○○-○-○ ○○○○号から、aの住所に転居し、平成○年○月○日に、同市○○町○-○-○ ○○○○号（以下「bの住所」という。）に転居し、A死亡時のAの住所はbの住所である。
- (4) Aに係る死亡診断書及び死亡届によると、死亡した場所は○市○○○-○所在のc病院、Aの直接死因は子宮頸癌、発病（発症）から死亡までの期間は12年であり、死亡届の届出人はbの住所のB（三女）である。
- (5) 請求人がd社と締結した貸室の賃貸借契約書によると、契約締結日は平成○年○月○日、貸室の所在地は○市○○○-○（注：bの住所）、貸室は○号室、契約期間は平成○年○月○日

より平成○年○月○日まで2年間であり、同居人としてAの氏名・生年月日等が記入されており、続柄は知人とされている。なお、入居者審査申込書等に記載された緊急連絡人はBである。

- (6) 請求人が作成した事実婚姻及び生計同一関係に関する平成○年○月○日付け申立書（同月○日付けで、○市在住のCが証明したもの。以下「請求人申立書」という。）の内容を摘記すると、次のとおりである。

ア 別世帯になっていた理由：平成○年○月○日婚姻、娘達の反対に依り離婚。以後同居続き平成○年○月頃よりAの体調が悪化し、その旨、子供達に連絡 平成○年○月○日e病院入院 尚Aの住民票を私（請求人）の知らない間に移されてしまった。

イ 同居についての申立（別居していたこと理由）：（注：記載なし）

ウ 経済的援助についての申立

(ア) Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

(イ) その回数：月30回程度

(ウ) 経済的援助の内容：住民票は娘達が勝手に変更してしまった。Aの年金と請求人の二人の年金で生計を立てていた。尚一緒に我家で生活していた。（○市○○○-○（注：bの住所）○にて）Aの住民票を私（請求人）の知らぬ間に住所変更されていた。

エ 定期的な音信・訪問についての申立

(ア) 音信の手段：同居

(イ) 訪問回数：週7回程度

(ウ) 音信・訪問の内容：同居していました。

【別紙：遺族年金について（上申書）令和○年○月○日付け】

平成○年○月Aと婚姻、同年○月離婚、その後も○市○○○-○（注：bの住所）○にて同居生活を続ける。

A 儀かねてより通院治療中の e 病院担当医師との話し合いにより終末医療は自宅に於いて看取るとの合意が有りました。

平成〇年〇月〇日 A 容体急変し重篤となりその旨子供達（3 姉妹）に連絡、翌日の平成〇年〇月〇日子供達 3 名来宅し急きょ e 病院に入院処置をとりました。

入院当日 A の子供達に依り A の住所変更が成されました。

- (7) 民生児童委員・D による、平成〇年〇月〇日付けの生計維持関係確認書類の記載内容は、次のとおりである。

私、民生委員の D が時々訪問しておりましたが、A さんは寝たきりの状態であり夫婦関係の請求人が常時介護をしておりました。

上記住所〇〇市〇〇 〇-〇（注：b の住所）〇に居住の A 様（亡）と請求人兩人が夫婦関係にあったことを証明します。

- (8) 請求人の平成〇年度所得課税証明書によると、平成〇年中の請求人の収入（公的年金収入）は〇〇万〇〇〇〇円、合計所得金額は 0 円である。

## 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 戸籍上の夫婦でない者が、厚年法第 3 条第 2 項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であると認められるためには、① 当事者間に婚姻共同体を形成し、維持しようとする合意があること、② 社会通念上婚姻共同体としての生活と認められる事実があること、の二要件が具備されていなければならないと解するのが相当である。

前記 1 によれば、請求人と A は、平成〇年〇月〇日に離婚しており、A 死亡当時、請求人の住所は b の住所であり、A の住所は a の住所であるから、同人と請求人は住所を異にしていたものと認められる。

しかしながら、請求人と A は離婚後も平成〇年〇月〇日から 4 年にわたり

b の住所において同居して兩名の年金収入で生活し、請求人が寝たきりになった A の介護を担っていたこと、A は容体が悪化し、平成〇年〇月〇日に入院したが、入院後 2 週間で A の子が請求人に知らせずに A を自宅である a の住所に引取り、A は同年〇月〇日に同所で死亡したことが認められる。

このような経緯に照らせば、請求人と A の双方に b の住所で婚姻共同体としての同居を維持継続する意思があり、夫婦としての生活が継続していたものと認められ、A は死亡直前にわずかの期間、請求人と同居していなかったにすぎず、このことを重視するのは相当でない。

- (2) そうすると、請求人は、A の死亡の当時、同人と事実上婚姻関係と同様の事情にあり、また、生計維持関係があった者と認められるから、請求人に対し、A に係る遺族厚生年金を支給しないとされた原処分は、これを取り消さなければならぬ。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。